

国立音楽大学学内同調会規約

(名称)

第1条 国立音楽大学学内同調会（以下本会という）と称する。

(目的)

第2条 本会は国立音楽大学同調会規約第4条第1項二に基づく団体で、会員相互の親睦をはかると共に国立音楽大学学生と各都道府県に設置された同調会との連絡調整を担い、国立音楽大学同調会の活動に貢献することを目的とする。

(会員)

第3条 国立音楽大学教職員（非常勤を含む）で、本会の趣旨に賛同し入会手続きを行った者。

(会費)

第4条 年額 3,000円

(役員)

第5条 会長1名、副会長1名、運営委員若干名。

第6条 役員は選挙によって選出され、任期を2年とする。ただし再任を妨げない。

第7条 会長は本会を代表し、総会及び運営委員会の招集者となる。

第8条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第9条 本会の運営を円滑に行うために運営委員会を置く。

(総会)

第10条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は年1回会長が招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、及び正会員相当数の要求がなされた時会長が招集する。

(活動)

第11条 本会は次の活動を行う。

- 一 親睦会
- 二 会報発行
- 三 学生の県人会等の開催助成
- 四 その他国立音楽大学同調会活動に貢献する活動

(事務)

第12条 法人の当該事務室に委嘱する。

(年度)

第13条 本会の年度は4月1日から翌年3月31日とする。

附則

1 本規約の改廃は、総会に於いて審議・議決される。

2 本会は平成18年4月1日発足し、本規約は同日から施行する。